企業局電気機械設備積算基準等公表要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県企業局が発注する建設工事等について、入札・契約手続きの透明性・客観性・妥当性をより一層高め、受注者の的確な見積に役立たせるとともに、基準の妥当性を県民に問う観点から、電気機械設備工事等の積算に用いる積算基準及び標準歩掛表等(以下「基準書等」という。)の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

- 第2条 公表する基準書等は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 電気機械設備積算基準
 - (2) 電気機械設備標準歩掛表

(公表の方法)

- 第3条 基準書等の閲覧のため、群馬県庁舎2階「県民センター」に配架する。
- 2 基準書等の閲覧及び複写は、「県民センター」の定めによるものとする。
- 3 基準書等の貸出は、行わないものとする。
- 第4条 基準書等の閲覧に関する情報は、群馬県企業局ホームページに掲載することとする。

(その他)

- 第5条 基準書等の内容に対する問い合わせには、応じないものとする。
- 第6条 この要領に定めるもののほか、基準書等の公表に必要な事項は、総務課長が別に定める。

附則

施行期日

この要領は、平成30年4月1日から施行する。